

じ ぶん み ちか ひと まも
自分や身近な人を守るために！
～ インターネット上の人権侵害をなくそう ～

インターネットやSNSの使い方でトラブルが発生しています。犯罪に巻き込まれる事案も多くみられます。自分はもちろん身近な人の心や体、将来を守るためにも安全で正しい使い方をしましょう。

スマホを使うときは、
マナーを守ろう

☆ 時間と場所に適した使い方をしましょう。ながらスマホは危険です。

人を傷つけていないか
送信前に見直そう

☆ 何気なく送った写真やことばで加害者になってしまうかもしれません。責任ある行動を。

使いすぎないように
けじめをつけて

☆ ゲームや動画に夢中になりすぎて長時間使用したり、高額な課金をしたりしていませんか。セルフコントロールする力が重要です。

個人情報(写真を含む)を
SNSに載せない、送らない

☆ 一度投稿したら誰でも見られるし完全には消せません。自分や相手の将来を考えて正しく使いましょう。

言葉たくみに近づく人を、見える情報だけで判別するのは不可能です

☆ ネット上での出会いは、細心の注意をはらいましょう。おいしい話には裏があります。
※「情報流通プラットフォーム対処法」が令和7年4月施行されました。

「自分は大丈夫」という気持ちを捨てて 万が一を想像して慎重に!!



相談窓口のご案内

「これって人権侵害かも…」一人で悩んでいませんか？
まずは相談してみましょう。秘密は守られます。

佐野市困りごと・人権相談

毎月第3木曜日午後1時30分～4時(受付は3時まで)
人権擁護委員が相談をお受けします。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 佐野市 人権・男女共同参画課 ☎0283-61-1140

法務局(全国共通電話相談) 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

みんなの人権110番
【全国共通人権相談ダイヤル】



0570-003-110

こどもの人権110番
【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話】



0120-007-110

外国語人権相談ダイヤル
【Telephone Counseling】



0570-090-911
Weekdays 9:00 through 17:00

8月は佐野市人権対策推進市民運動強調月間

12月4日～10日は佐野市人権対策推進市民運動強調週間

Human Rights

ヒューマン ライツ

だれ
「誰か」のこと じゃない。

れい わ ねん ど けい はつ かつ どう じゅうてん もく ひょう じん けん けい はつ ほう む しょう
令和7年度啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～(法務省)



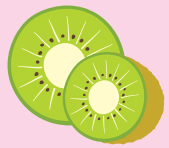
なにげ ひとこと こうどう むいしき だれ
わたしたちの何気ない一言や行動が、無意識に誰かを
きず 傷つけているかもしれません。
あいて ぎ も かんが
相手の気持ちを考えていますか？

ヒューマン ライツ じんけん にんげん にんげん い
Human Rightsとは人権のことで、人間が人間らしく生きていくために
しゃかい みと だれ う も けんり
社会に認められた、誰もが生まれながらに持っている権利です。



佐野ブランドキャラクター-さのまる © 佐野市

佐野市・佐野市教育委員会



じょ せい

女性

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場においてセクハラ、妊娠・出産等を理由とする不当な扱いなどの問題があります。



こども

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力、ヤングケアラーなどの問題があります。



こう れい しゃ

高齢者

介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、家族等による無断の財産処分(経済的虐待)などの問題があります。



がい こく じん

外国人

不当な就職上の取り扱い、アパート等への入居拒否、ヘイトスピーチなどの問題があります。

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月から施行されました。



かん せん しょう

感染症

エイズ、肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの問題が起きています。



ぶ らく さ べつ どう わ もん だい

部落差別(同和問題)

同和地区などと呼ばれる地域の出身や、そこに住んでいることだけで、差別を受けるような人権問題です。最近では、インターネット上の差別的書き込みなどが発生しています。身近な問題として正しく理解することが必要です。

※「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月から施行されました。



ひと びと

アイヌの人々

独自の文化や伝統を認めてもらえないことで、様々な偏見や差別の問題があります。

※「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が令和元年5月から施行されました。



はん ざい ひ がい しゃ

犯罪被害者と

か ぞく

その家族

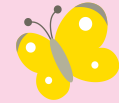
興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を脅かされたりするなどの問題があります。



とう

ホームレス等

偏見や差別の対象になり、嫌がらせを受けるなどの問題があります。



さまざまな
人権問題

誰もが自分らしく生きるために 人権について考えてみよう



せい てき

性的マイノリティ(LGBT)

L…レズビアン(女性の同性愛者)
G…ゲイ(男性の同性愛者)
B…バイセクシュアル(両性愛者)
T…トランスジェンダー
(からだの性とところの性が一致していない人)



周囲の人からの無理解や偏見から、生きづらさを抱えています。

※「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月から施行されました。

・性的指向…性的関心がどのような性別に向いているか、自分の意思で変えたり選んだりできるものではないといわれています。

・ジェンダーアイデンティティ(性自認)…自分の性別をどのように認識しているか、「心の性」ともいわれています。

※佐野市は「パートナーシップ宣誓制度」を令和4年9月から導入しています。

アウティングに気をつけよう

アウティングとは、他人の性的指向や性自認を本人の許可なく暴露すること。口頭で話すだけでなく、SNSなどで情報を流すこともアウティングにあたります。

NEW

じょうほう いでん じょうほう

ゲノム情報(遺伝情報)

今後ゲノム医療が普及すると、ゲノム情報(遺伝情報)に対する知識や理解の不足から日常生活や、就職、保険の加入等の様々な場面で差別やプライバシーの侵害などの問題が起こる可能性があります。



はんざい

ひこう

犯罪や非行をした人

社会復帰に際して、差別や噂の流布などの問題があります。



びょう かん じゃ もと かん じゃ

ハンセン病患者・元患者やその家族

かつて医学的に不正確な知識や思い込みにより施設入所政策がとられていました。今でも偏見や差別意識の問題があります。



さい がい

ともな

じん けん しん がい

災害に伴う人権侵害

被災された人々に対する偏見や差別、不確かな情報を発信するなどの問題があります。



しょう

しゃ

障がい者

障がいのある人が職場で差別待遇を受けたり、アパート等への入居や店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの問題があります。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、事業者も障害のある方へ「合理的配慮」をすることが令和6年4月1日から義務化となりました。



きた ちょう せん とう きょく

北朝鮮当局による

じん けん しん がい

人権侵害

家族から引き離され、未だ帰国を実現できない被害者の問題があります。



じん しん とり ひき

人身取引



性的サービスや労働の強要で被害者となるなどの問題があります。

表紙：令和6年度佐野市人権啓発ポスター最優秀作品

※ 学年は令和6年度時

左：庭田 結寿花さん(植野小6年) 右：鷹嘴 あおいさん(北中3年)